

議案第40号

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定
資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課
税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年6月6日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）及び租税特別措置法施行
令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）が令和4年4月1日から施行さ
れ、条例中に引用するこれらの法令の項等に移動が生じたことから、所要の条例整備
を行うものです。

朝来市条例第 号

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定
資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課
税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和３年朝来市条例第26号）の一部を次
のように改正する。

第２条第１項中「第12条第３項」を「第12条第４項」に、「第45条第２項」を「第45
条第３項」に、「第28条の９第10項」を「第28条の９第10項第１号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号資料

朝来市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(固定資産税の課税免除) 第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定めた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項</u>の表の第1号の中欄又は<u>第45条第2項</u>の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第3項</u>の表の第1号の下欄又は<u>第45条第2項</u>の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項</u>に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手があつた場合における当該土地に	(固定資産税の課税免除) 第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定めた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項</u>の表の第1号の中欄又は<u>第45条第3項</u>の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第4項</u>の表の第1号の下欄又は<u>第45条第3項</u>の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項第1号</u>に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手があつた場合における当該土地に

限る。) に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。 (1)・(2) (略) 2 (略)	限る。) に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。 (1)・(2) (略) 2 (略)
--	--